

都 第 1 - 3 6 号
令和 6 年 3 月 29 日

宮古市長 様

岩手県知事 達増 拓也



宮古都市計画臨港地区の変更について

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり都市計画を変更しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しを送付します。

また、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、公衆の縦覧に供するようお願いします。

記

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 地域地区（臨港地区）
 - (2) 名称 宮古都市計画臨港地区
- 2 変更年月日 令和 6 年 3 月 29 日
- 3 告示番号 岩手県告示第 237 号
- 4 添付書類
 - (1) 都市計画の図書の写し 省略
 - (2) 都市計画の変更の告示の写し 1 部

担当：県土整備部都市計画課
計画整備担当 阿部
TEL：019-629-5886

岩手県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 地域地区（臨港地区）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 宮古市臨港通、港町、日立浜町及び磯鶏一丁目の各一部並びに磯鶏第4地割（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び宮古市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。